たな卸資産会計要領

（目 的）

この要領は、経理規程第７章第16条の規定に基づき、たな卸資産

会計に関する取扱いを定めたものである。

（区 分）

会社のたな卸資産の対象は、商品とする。

たな卸資産の受入れは、検収基準により確定する。

たな卸資産の払出しは、正規の伝票によるものとする。

（返 品）

店舗からの返品で、商品センターに返却されたものは、たな卸資

産の対象とする。

（帳 簿）

保管担当部署は、その保管のたな卸資産について受払のつど帳簿

への記載を行い、その在高を明らかにして管理する。

（受払および保管の会計処理）

会計事務に当たる経理部経理課長は、毎月末現在の受払の記録内

容およびその在高について会計処理を行う。

（購買価額）

たな卸資産を購入した場合の購入価額は、購買品については購買

価額による。

２．前項の場合のほか、検収済で未だ購入単価の決定していないもの

は、これを仮単価で受入れることができるものとする。

第 9 条 たな卸の実施は、別に定める期末実地たな卸要領に基づき、期末

および中間期末において実地たな卸を行い、関係帳簿と照合する。

（たな卸価額）

第１０条 たな卸資産の期末における評価基準および評価方法は、個別法に

よる原価法とする。

（たな卸差異）

第１１条 経理部経理課長は、実地たな卸により明らかになった帳簿残高と

の差異について会計処理を行う。

（陳腐化品の評価）

第１２条 陳腐化した商品の評価については、別に定めるたな卸資産管理規

程によるものとする。

（不良品の廃棄）

第１３条 不良化したたな卸資産を廃棄する場合は、稟議規程による決裁を

要する。

２．前項の会計処理は、通常過程において発生する廃棄損は売上原価

に計上し、臨時および偶発的な多額の廃棄損は営業外費用に計上するものとする。

（改 廃）

第１４条 この要領の改廃は、経理部長が立案し、管理本部長および商品本

部長と協議のうえ、社長が決裁する。

（付 則）

この要領は、令和○年○月○日から実施する。